

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期（予定）

中島村が確認書(または申請書)を受理(審査)後、

① 3月1日までの受理→3月中旬支払

② 3月11日までの受理→3月下旬支払

※これ以降は随時支払いを行っていきます。また、支払日については、受理状況により変更される場合がございます。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年12月10日時点で中島村住民登録世帯

(いずれかにあてはまる世帯)

令和3年1月以降の収入が
減少し「住民税非課税相当」
の収入となった世帯(家計急変世帯)

確認書（申請用紙）が届きます

令和4年2月15日送付

※記載事項を確認してご返送ください（同封の返信封筒にて）。

- ①他に提出書類が必要な場合があります。
- ②世帯全員が非課税の場合でも対象とならない場合があります。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和4年2月16日（水）
～令和4年9月30日（金）

※対象となるのは令和3年又は令和4年（1～9月）の収入で、この間で減収額がわかる月（基準月）をもとに申請していただきます。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

支給要件として世帯全員が非課税で、世帯全員が住民税（均等割）が課税されている方（別世帯・別住所にお住いの親族を含む）に税扶養されていないこと

- 対象となる世帯には、中島村から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 必要事項を記載し、同封の返信用封筒により郵送して下さい。



【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号誤りがいないか。〔口座情報保護のため
口座番号下3桁表示なし〕
- ②住民税が課税されている方に世帯員が扶養されていないか。
- ③収入がわからない未申告者がいないこと（課税相当の所得がないこと）。

※村内在住者間（親子間・親戚間）の税扶養については事前確認し、対象世帯（世帯全員が非課税で、課税者から税扶養されていない方がいる世帯）を抽出しています。確認書が届いた世帯の方は、他の市町村にお住いの親族からの税扶養により、世帯員全てが課税者の税扶養となっていないことをご確認ください（証明書等の提出は不要です）。

II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当^注となった世帯（家計急変世帯）

- 申請書類及び手続きについては、窓口（中島村役場住民生活課）までご連絡ください。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、月あたりの給与や売り上げ等が落ち込んだことが分かる書類が必要となります。
- 令和3年又は令和4年（1～9月）の収入減少がわかる月を基準に申請してください。

！ 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

注 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額が村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（令和3年収入については、事前に確定申告をしていただく場合もございます。）

（非課税基準 簡易早見表）

令和3年1月以降の
任意の1か月収入×
12倍が限度額以下で
あること。

扶養している親族の状況	年間収入でみた限度額	年間所得でみた限度額
单身又は扶養親族がいない	93.0万円	38.0万円
扶養親族（配偶者含む）1名	137.8万円	82.8万円
扶養親族（配偶者含む）2名	168.0万円	110.8万円
扶養親族（配偶者含む）3名	209.7万円	138.8万円
扶養親族（配偶者含む）4名	249.7万円	168.8万円
障害者・未成年者・寡婦・ひとり親	204.4万円未満	135.0万円

※所得見込額 = 年間収入見込額 - (給与所得控除額 + 事業収入等の経費 + 公的年金等控除)



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、中島村役場や最寄りの警察署にご連絡ください。

お問い合わせ

中島村役場住民生活課（給付窓口）
Tel0248-52-2112 受付時間 平日8:30～17:15

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター
Tel0120-526-145 受付時間 9:00～20:00